

※情報共有メールは、プラチナサポートの特典となっております。プラチナサポート加盟店以外への共有、流用等は禁止されております。

※配信当時の内容のため、現状の内容と異なる場合もございます。予めご了承ください。

プラチナサポート情報共有メール

No.	700	配信日	2026/7/13	ジャンル	古物営業法
テーマ	【古物営業法・三大義務】「不正品等発見時の警察への通報義務」				

今回は【古物営業法・三大義務】の最終章（第3弾）として、「不正品等発見時の警察への通報義務」について共有いたします。

不正品と知りながら黙認して買い取ったり、通報を怠ったりした場合、**行政処分や刑事罰の対象となるだけでなく、ブランド全体の信用を失墜させる重大なリスクへと繋がります**。「怪しいけれど、売上が欲しいから」「気のせいかもしれないから」といった個人の甘い判断は絶対に許されません。

以下の内容を改めて確認し、日々の業務で徹底してください。

1. 背景：なぜ警察への通報義務があるのか

古物営業法が定める通報義務の目的は、**市場への盗品流出を未然に防ぎ、犯罪の早期解決に協力するため**です。

日々の買取業務の中で、持ち込まれたお品物やお客様の言動に少しでも「盗難品や不正品の疑い（不審点）」があると感じた場合は、法律に基づき、直ちに警察へ申告（通報）しなければなりません。

2. 実務ポイント：現場で警戒すべき「不審な持ち込み」のサイン

○ お客様の言動・持ち込み方の不審点

- ・「売るのを会社から頼まれた」など、売却の経緯や理由が不自然である。
- ・「忙しいので時間がない」と査定を異常に急がせ、こちらの確認を遮ろうとする。
- ・「預かり」を頑なに拒否する。（品質や出処を隠したいケースが多いです）
- ・初めてのおお客様であるにもかかわらず、不自然なほど商品の思い出話を語り、信用させようとする。
- ・近隣店舗ではなく、わざわざ遠方から不自然に持ち込んでくる。

○ お品物の不審点

- ・新品や最新のものばかり、または同一の商品を一度に複数持ち込む。
- ・高級ブランド品であるにもかかわらず、箱がない。
- ・アジア圏の正規ショップ以外で購入されたもの。

○ 未成年・同意書の不審点

- ・未成年のおお客様が、身の丈に合わない身分不相応な高額品を持ち込む。
- ・同意書（委任状）の保護者の筆跡と、本人の筆跡が酷似している（偽造の疑い）。
- ・保護者へ同意確認の電話をした際、持ち込み者本人が保護者の生年月日等を正しく答えられない。

3. 現場アクション：毅然とした対応と安全確保のための行動

日々の店舗運営において、上記のような「怪しい」サインを一つでも検知した場合は、決してその場で個人の判断で処理せず、以下のステップを徹底してください。

1. 安易に買い取らず、まずは冷静に状況を確認する。
2. 不審点が拭えない場合は、速やかに警察および本部へ相談・申告を行う。
3. 【最重要】万が一、強盗などの被害や不審者の侵入に遭った場合は、「命を最優先」にする。
相手の目的は命ではなく「お金や商品」です。決して無理な抵抗はせず、自身の安全を最優先に確保した上で、速やかに警察へ通報してください。